

京都大学学術情報メディアセンター規程の一部を改正する規程

京都大学学術情報メディアセンター規程（平成十四年達示第六号）の一部を次のように改正する。

2 前項に定めるもののほか、学術情報メディアセンターは、その研究開発の成果に基づき、情報環境機構の行う業務の支援を行う。

第五条の見出し及び同条を削る。

第六条を第五条とする。

第七条の見出し中「部及び」を削り、同条を次のように改める。

第七条 学術情報メディアセンターに、次に掲げる研究部門を置く。

ネットワーク研究部門

コンピュータ研究部門

教育支援システム研究部門

デジタルコンテンツ研究部門

連携研究部門

第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。